

表 5-2-29(1) 埋蔵文化財包蔵地（山梨県）

市町村	旧町村	No.	遺跡名	市町村	旧町村	No.	遺跡名
北杜市	明野村	1	諏訪原遺跡	北杜市	高根町	27	石田前遺跡
		2	俵石遺跡			28	上ノ反遺跡
		3	上原遺跡			29	大正寺遺跡
		4	北原遺跡			30	老ノ森B遺跡
		5	天王原遺跡			31	西ノ原B遺跡
	須玉町	1	桑原南遺跡			32	宮地遺跡
		2	原の前遺跡			33	海道前B遺跡
		3	津金御所前遺跡			34	海道前C遺跡
		4	御屋敷遺跡			35	堤前遺跡
		5	御屋敷西遺跡			36	藤代B遺跡
		6	川又遺跡			37	長崎A遺跡
		7	川又南遺跡			38	長崎・後原遺跡
		8	西川遺跡			39	長崎B遺跡
		9	蟹坂遺跡			40	中久保B遺跡
		10	飯米遺跡			41	宮尾根A遺跡
		11	宮田遺跡			42	宮尾根B遺跡
		12	笠張遺跡			43	宮尾根C遺跡
		13	下平遺跡			44	大林原遺跡
	高根町	1	山の神遺跡			45	西ノ入遺跡
		2	上ノ原遺跡			46	新井B遺跡
		3	清里の森遺跡群 No. 1			47	東入遺跡
		4	清里の森遺跡群 No. 2			48	宮渡戸遺跡
		5	清里の森遺跡群 No. 3			49	馬場遺跡
		6	念場原A遺跡			50	海道前A遺跡
		7	念場原B遺跡			51	青木遺跡
		8	屋敷附①遺跡			52	上の原遺跡
		9	新林・石塔取遺跡			53	東久保遺跡
		10	石堂C遺跡			54	旭東久保遺跡
		11	野添遺跡			55	川又坂上遺跡
		12	管の神遺跡			56	西ノ原A遺跡
		13	上の原A遺跡			57	石堂A遺跡
		14	山の神・常盤遺跡			58	石堂B遺跡
		15	常盤B遺跡			59	西原遺跡
		16	道満・細久保遺跡			60	下風呂遺跡
		17	糺久保遺跡			61	社口遺跡
		18	上の原B遺跡			62	日影田遺跡
		19	旭西久保A遺跡			63	米田遺跡
		20	横森遺跡			64	米田北遺跡
		21	大久保・八ツ牛遺跡			65	薬師堂①遺跡
		22	大坪遺跡			66	原家の前遺跡
		23	菖蒲原A遺跡			67	持井北遺跡
		24	横森・横森前遺跡			68	持井遺跡
		25	堤・堤上遺跡			69	和田第2遺跡
		26	雲雀沢辺成遺跡			70	蔵原宮の前遺跡

表 5-2-29(2) 埋蔵文化財包蔵地（山梨県）

市町村	旧町村	No.	遺跡名	市町村	旧町村	No.	遺跡名
北杜市	長坂町	1	桜畑南遺跡	北杜市	長坂町	43	腰巻遺跡
		2	糺屋敷北遺跡			44	城山上遺跡
		3	糺屋敷遺跡			45	居久保遺跡
		4	牛久保遺跡			46	白樺美術館南遺跡
		5	牛久保南遺跡			47	狐平遺跡
		6	沢入遺跡(菅沼氏屋敷)遺跡			48	高松遺跡
		7	東下屋敷遺跡			49	酒呑場遺跡
		8	西下屋敷遺跡			50	中反遺跡
		9	新田森遺跡			51	上ノ屋敷遺跡
		10	西下屋敷南遺跡			52	頭無遺跡
		11	神ノ原遺跡			53	横針中山遺跡
		12	屋敷附遺跡			54	大林遺跡
		13	十郎林遺跡			55	中込遺跡
		14	夫婦岩遺跡			56	長坂上条遺跡
		15	横山1遺跡			57	新宿区健康村遺跡
		16	横山2遺跡			58	境原遺跡
		17	葛原北遺跡			59	大久保遺跡
		18	上フ川平北遺跡			60	段道遺跡
		19	上フ川平遺跡			61	蟻塚遺跡
		20	上フ川平西遺跡			62	上条宮久保遺跡
		21	下フ川平北遺跡			63	横山平遺跡
		22	葛原遺跡			64	夏秋柳坪遺跡
		23	下フ川平遺跡				
		24	別当西遺跡				
		25	南新居北遺跡				
		26	小和田遺跡				
		27	窪田遺跡				
		28	柳新居遺跡				
		29	原田遺跡				
		30	柳坪A遺跡				
		31	小屋敷遺跡				
		32	成岡遺跡				
		33	石原田北遺跡				
		34	石原田南遺跡				
		35	越中久保遺跡				
		36	久保遺跡				
		37	房屋敷遺跡				
		38	東蕪4遺跡				
		39	東蕪1遺跡				
		40	間の原遺跡				
		41	西蕪南遺跡				
		42	和手遺跡				

表 5-2-29(3) 埋蔵文化財包蔵地（山梨県）

市町村	旧町村	No.	遺跡名	市町村	旧町村	No.	遺跡名	
北杜市	大泉村	1	糺屋敷東遺跡	北杜市	大泉村	41	新井遺跡	
		2	米山第1遺跡			42	町屋第1遺跡	
		3	米山第2遺跡			43	町屋第2遺跡	
		4	富士見遺跡			44	城下遺跡	
		5	林崎遺跡			45	金生遺跡	
		6	下新居遺跡			46	豆生田第1遺跡	
		7	豊武遺跡			47	豆生田第2遺跡	
		8	大和田遺跡			48	御所遺跡	
		9	西屋敷遺跡			49	西田遺跡	
		10	泉下遺跡			50	吉指遺跡	
		11	方城第1遺跡			51	米山第3遺跡	
		12	方城第2遺跡			52	辻遺跡	
		13	小岩清水遺跡			53	甲ツ原遺跡	
		14	姥神遺跡			54	木ノ下・大坪遺跡	
		15	東姥神遺跡			55	豆生田第3遺跡	
		16	東原第1遺跡			56	谷戸氏館跡遺跡	
		17	東原第3遺跡			57	小坂遺跡	
		18	苗敷沢遺跡			58	大和田第2遺跡	
		19	油川第1遺跡			59	大和田第3遺跡	
		20	若林第1遺跡			60	八雲神社烽火台跡遺跡	
		21	若林第2遺跡			61	古林第4遺跡	
		22	油川第3遺跡					
		23	石堂遺跡			小淵沢町	1	神田遺跡
		24	古林第1遺跡				2	小野遺跡
		25	古林第2遺跡				3	広面南遺跡
		26	古林第3遺跡					
		27	宮地第1遺跡					
		28	宮地第2遺跡					
		29	宮地第3遺跡					
		30	宮地第4遺跡					
		31	下井出遺跡					
		32	原田遺跡					
		33	甲ツ遺跡					
		34	和田第2遺跡					
		35	寺所遺跡					
		36	寺所第2遺跡					
		37	天神C遺跡					
		38	天神A遺跡					
		39	山崎第4遺跡					
		40	城上第1遺跡					

注1) No. は図 5-2-13 中の番号に対応しています。

出典：「井戸尻発掘五十周年記念 講演録集」（平成21年3月、井戸尻考古館）

表 5-2-30(1) 埋蔵文化財の状況（長野県）

市町村	No.	遺跡名	市町村	No.	遺跡名
佐久穂町	1	影	佐久穂町	37	千ヶ日向
	2	大張		38	佐口
	3	中原		39	勝見沢
	4	上ノ原		40	石堂
	5	マギ		41	八郡
	6	中山		42	堂屋敷
	7	館		43	唐沢
	8	大崖城		44	一軒家
	9	金山上		45	大石
	10	道の上		46	東松井
	11	本郷		47	横道原
	12	寺久保		48	中原
	13	生ぶろ		49	古屋敷
	14	家山		50	向窪
	15	十二平		51	蓬間
	16	三味脇		52	反り峯
	17	後平		53	石こつ
	18	槇沢		54	禅門田洞窟
	19	福田城跡		55	南平
	20	花岡城跡		56	馬込
	21	楯六郎館跡		57	農林センター
	22	勝見城跡		58	蟻城跡
	23	茂来山たたら		59	権現山砦跡
	24	志らや		60	下畑城跡
	25	舟ノ窪		61	下畑下の城跡
	26	清水上		62	佐口城跡
	27	崎田原		63	通城跡
	28	鍛冶入		64	大石川烽火台跡
	29	関谷		65	馬越城跡
	30	穴原		66	関谷東
	31	上野月夜原		67	満り久保
	32	竹の下		68	畑寺久保
	33	封地		69	馬越下
	34	ムジナ沢		70	満り久保東
	35	宮の入		71	千ヶ日向団地上
	36	細久保		72	旧石器出土地点

表 5-2-30(2) 埋蔵文化財の状況（長野県）

市町村	No.	遺跡名	市町村	No.	遺跡名
小海町	1	馬越峠下	小海町	51	弥左衛門屋敷
	2	膳棚		52	大菅
	3	鷹の巣		53	貫井出口
	4	芳ノ窪		54	大畑
	5	大谷地		55	島沢岩陰群
	6	三沢		56	東原
	7	二又		57	御所替戸
	8	高根		58	馬場平
	9	宮上		59	塩の平
	10	蛇岩		60	向畑
	11	下相沢		61	大州
	12	中原		62	天堤
	13	藤巻		63	土橋A
	14	枝溝の原		64	土橋B
	15	上溝の原		65	松尾坂
	16	入相沢		66	八の軽井沢
	17	サラアカドウ		67	本間城跡
	18	シラジ窪		68	本間下城跡
	19	広窪		69	衾ごや城跡
	20	五箇		70	神光寺跡
	21	鳥打沢	川上村	1	深山口
	22	梨木沢		2	浜場
	23	梨木原		3	久保
	24	北牧小学校敷地		4	立石
	25	穴沢		5	樋沢坂上
	26	小原		6	切草A
	27	蛇石		7	切草B
	28	地藏平		8	切草C
	29	地藏前		9	東森
	30	芦の平		10	西の腰A
	31	五輪窪		11	西の腰B
	32	ヤソウダ		12	柏垂
	33	木の木沢		13	馬飼場
	34	小倉原		14	内日床
	35	隅高		15	二ノ窪
	36	前の原		16	大平
	37	中の原		17	三沢
	38	御射山			
	39	富士見坂			
	40	藤島			
	41	湯山			
	42	新開			
	43	市の沢			
	44	渡場柿の木沢			
	45	此原八窪道下			
	46	大桑			
	47	古御堂			
	48	柳久保			
	49	原道下			
	50	橋場跡沢			

表 5-2-30(3) 埋蔵文化財の状況（長野県）

市町村	No.	遺跡名	市町村	No.	遺跡名
南 牧 村	1	北坂上	南 牧 村	51	中ノ沢
	2	清水原		52	葎の頭
	3	樽ノ原		53	野辺山駅北
	4	海ノ口城山		54	喜峯ヶ丘
	5	志なの入		55	七軒家
	6	古屋敷		56	喜峯ヶ丘南
	7	高見沢入口		57	ニッ山北
	8	海ノ口西原		58	ニッ山
	9	西部別荘地内		59	ニッ山西
	10	市場		60	ニッ山南
	11	二手		61	野辺山駅南
	12	上ノ平		62	矢出川北
	13	川平北		63	矢出川南
	14	上の畑		64	片桐牧場上
	15	広瀬新田		65	三沢西
	16	白張平		66	平沢パイロット
	17	志ぼり沢		67	青木
	18	広瀬狐原		68	三軒家
	19	広瀬東原		69	矢出原南
	20	大原		70	矢出原
	21	夫婦石西		71	矢出原北
	22	干草場		72	豊ノ原
	23	板橋		73	野辺山駅前
	24	西手原		74	広原
	25	西手原南		75	出口
	26	茶せき A		76	馬越
	27	茶せき B		77	西小倉
	28	赤土		78	小倉
	29	板橋牧場		79	海尻城跡
	30	横堰		80	海ノ口城跡
	31	まきば		81	平沢城跡
	32	板橋開拓碑下		82	矢出川第Ⅰ
	33	小板橋		83	矢出川第Ⅱ
	34	黒沢		84	矢出川第Ⅲ
	35	上ノたい		85	矢出川第Ⅳ
	36	立石西		86	矢出川第Ⅴ
	37	茶堰		87	矢出川第Ⅵ
	38	ノミンドウ		88	矢出川第Ⅶ
	39	たけ		89	矢出川第Ⅷ
	40	夫婦石		90	矢出川第Ⅸ
	41	ざっこの沢		91	矢出川第Ⅹ
	42	梨ノ木平第 1		92	矢出川第Ⅺ
	43	梨ノ木平第 2		93	矢出川第 2 地点
	44	梨ノ木平第 3		94	矢出川第 15 地点
	45	梨ノ木平第 4		95	矢出川第 18 地点
	46	梨ノ木平第 5		96	矢出川第 19 地点
	47	梨ノ木平第 6		97	矢出川第 21 地点
	48	梨ノ木平第 7		98	矢出川第 22 地点
	49	中ッ原		99	矢出川第 23 地点
	50	中ッ原北		100	矢出川第 29 地点

表 5-2-30(4) 埋蔵文化財の状況（長野県）

市町村	No.	遺跡名	市町村	No.	遺跡名
南 牧 村	101	矢出川第 38 地点	南 相 木 村	1	東原
	102	矢出川第 39 地点		2	孫七坂
	103	矢出川第 47 地点		3	岩ばね
	104	矢出川第 49 地点		4	大師
	105	矢出川第 52 地点		5	祝平
	106	矢出川第 53 地点		6	古宿
	107	矢出川第 55 地点		7	的場
	108	矢出川第 59 地点		8	日向
	109	矢出川第 64 地点		9	宮向
	110	矢出川第 65 地点		10	蟹沢洞穴
	111	矢出川第 67 地点		11	土岩洞穴
	112	中ッ原第 1 遺跡 A 地点		12	いほり沢洞穴
	113	中ッ原第 1 遺跡 D 地点		13	松平
	114	中ッ原第 1 遺跡 B 地点		14	明王寺
	115	中ッ原第 1 遺跡 C 地点		15	板鳥畑
	116	中ッ原第 1 遺跡 E 地点		16	東和田
	117	中ッ原第 1 遺跡 F 地点		17	火燈城跡
	118	中ッ原第 1 遺跡 G 地点		18	見張城跡
	119	中ッ原第 5 遺跡 B 地点	北 相 木 村	1	寺前
	120	中ッ原第 6 遺跡		2	宮の平
	121	中ッ原第 4 遺跡 A 地点		3	入山久保
	122	中ッ原第 3 遺跡 B 地点		4	跡芝
	123	中ッ原第 3 遺跡 A 地点		5	京の岩
	124	ハケ第 1 地点		6	長屋
	125	ハケ第 2 地点		7	卯津木久保
	126	ハケ第 3 地点		8	栢原校他
	127	ハケ第 4 地点		9	北大原
	128	立石 15- 3		10	一の菅
	129	立石 15- 5		11	上の段
	130	立石 17- 6		12	栢原岩陰
	131	立石 18-14		13	ノンコ岩 1 岩陰
	132	夫婦石 1-2		14	ノンコ岩 2 岩陰
	133	夫婦石 4-2		15	天狗岩
	134	未命名		16	板碑
	135	矢出川第 77 地点			

注 1) No. は図 5-2-13 中の番号に対応しています。

出典：「佐久穂町の文化財」（平成 23 年 3 月 30 日、佐久穂町教育委員会）

「小海町遺跡詳細分布調査報告書」（昭和 62 年 3 月 30 日、小海町教育委員会）

「埋蔵文化財包蔵地地図」（平成 27 年 3 月、川上村教育委員会）

「南牧村遺跡分布図」（平成 6 年、南牧村教育委員会資料）

「南相木村遺跡詳細分布調査報告書」（平成 11 年 10 月、南相木村教育委員会）

「遺跡詳細分布調査報告書」（昭和 55 年、北相木村教育委員会）

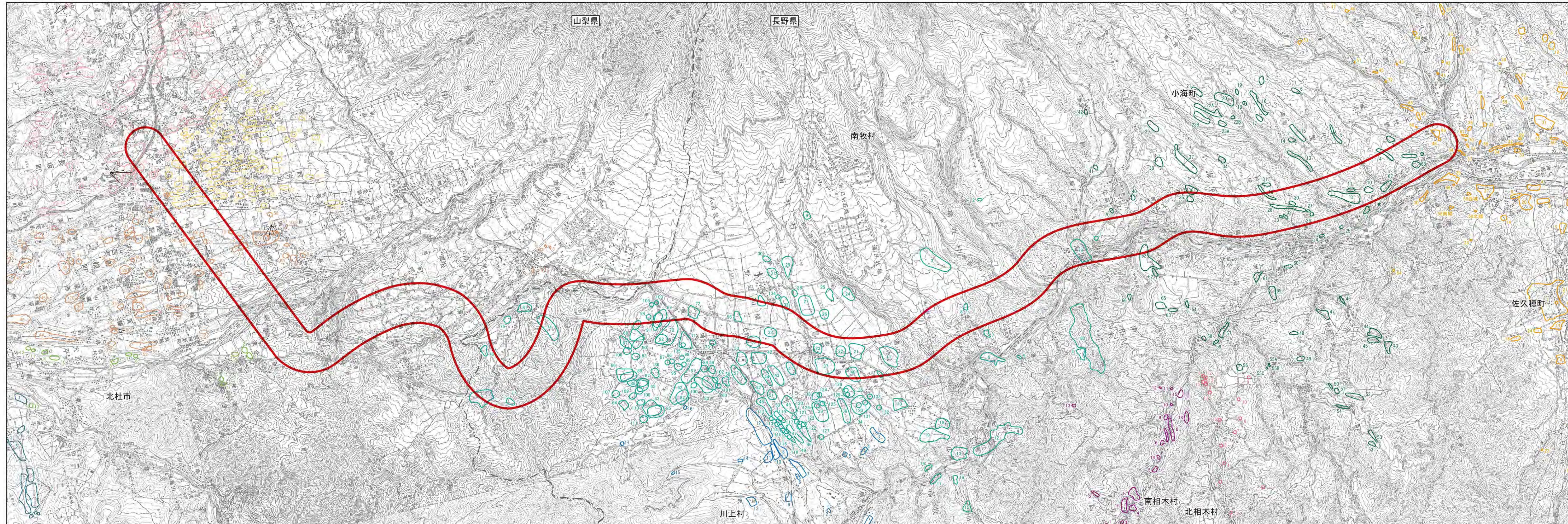


図 5-2-13 埋蔵文化財包蔵地位置図

凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町村界
- 埋蔵文化財

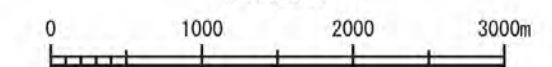
県	色	旧町村名
山梨県	<span style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	明野村
	<span style="border: 1px solid lightgreen; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	須玉町
	<span style="border: 1px solid lightorange; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	高根町
	<span style="border: 1px solid pink; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	長坂町
	<span style="border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	大泉村
	<span style="border: 1px solid lightpurple; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	白州町
	<span style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	小瀬沢町

県	色	町村名
長野県	<span style="border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	佐久穂町
	<span style="border: 1px solid lightgreen; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	小海村
	<span style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	川上村
	<span style="border: 1px solid lightcyan; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	南牧村
	<span style="border: 1px solid pink; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	南相木村
	<span style="border: 1px solid lightpurple; border-radius: 50%; padding: 2px;"> </span>	北相木村

山梨県出典：「井戸尻発掘五十周年記念 講演録集」  
 (平成 21 年 3 月、井戸尻考古館)  
 長野県出典：「佐久穂町の文化財」  
 (平成 23 年 3 月 30 日、佐久穂町教育委員会)  
 「小海町遺跡詳細分布調査報告書」  
 (昭和 62 年 3 月 30 日、小海町教育委員会)  
 「埋蔵文化財包蔵地地図」  
 (平成 27 年 3 月、川上村教育委員会)  
 「南牧村遺跡分布図」(平成 6 年、南牧村教育委員会資料)  
 「南相木村遺跡詳細分布調査報告書」  
 (平成 11 年 10 月、南相木村教育委員会)  
 「遺跡詳細分布調査報告書」  
 (昭和 55 年、北相木村教育委員会)



1:50,000





### (13) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 45 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区及び同法第 11 条第 1 項第 2 項の規定により定められた都市計画緑地はありません。

### (14) 環境基本法の規定により定められた環境基準の種類の指定状況

#### 1) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準が定められています。

騒音に係る環境基準を表 5-2-31～表 5-2-33 に示します。また、山梨県の類型指定の状況を表 5-2-34 に、長野県の類型指定の状況を表 5-2-35 に示します。調査地域には、類型指定されている地域はありません。

表 5-2-31 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注)1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 5-2-32 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 5-2-33 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 5-2-34 環境基準の類型の対応表（山梨県）

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(同項第二号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第二号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

備考 1 この表において「A」、「B」及び「C」とは、騒音に係る環境基準について(平成十年環境庁告示第六十四号)の「第一 環境基準」において定められた地域の類型のうち「A」、「B」及び「C」に相当するものをいう。

2 この表に当てはめる地域のうち、騒音に係る環境基準についての「第一 環境基準」において定められている「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

(一)道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあつては四車線以上の区間に限る。)のうち山梨県内の区域

(二)2(一)に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第七条第一項第一号に定める自動車専用道路のうち山梨県内の区域

出典：「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ」（平成 7 年 8 月 31 日山梨県告示第 368 号）

表 5-2-35 環境基準の類型の対応表（長野県）

騒音に係る環境基準 の地域類型	区分(注1)
A 類型	第1種低層住居専用地域及びこの地域に相当する地域
	第2種低層住居専用地域及びこの地域に相当する地域
	田園住居地域及びこの地域に相当する地域
	第1種中高層住居専用地域及びこの地域に相当する地域
	第2種中高層住居専用地域及びこの地域に相当する地域
B 類型	第1種住居地域及びこの地域に相当する地域
	第2種住居地域及びこの地域に相当する地域
	準住居地域及びこの地域に相当する地域
	市街化調整区域及びこの地域に相当する地域
C 類型	近隣商業地域及びこの地域に相当する地域
	商業地域及びこの地域に相当する地域
	準工業地域及びこの地域に相当する地域
	工業地域及びこの地域に相当する地域
	工業専用地域及びこの地域に相当する地域

注1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいいます。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいいます。

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」（平成11年3月25日長野県告示第182号）  
「公害関係基準のしおり」（平成31年3月、長野県環境部）

## 2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められています。

水質汚濁に係る環境基準を表5-2-36及び表5-2-37に示します。人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域に適用されます。また、生活環境の保全に関する基準は公共用水域ごと（河川、湖沼、海域）に定められています。

山梨県の調査区域には、水質汚濁に係る環境基準の類型指定はされていません。

長野県の調査区域には、信濃川上流、相木川、猪名湖に類型指定がされており、類型の指定状況を表5-2-38に、位置を図5-2-14に示します。

なお、水生生物の生息状況の適応性に係る基準については、水域として信濃川上流、相木川、南相木川、猪名湖に類型指定がされており、類型の指定状況を表5-2-39に示します。

表 5-2-36 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1 c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

表 5-2-37(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/1 以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に測定することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。

4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、B—中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 5-2-37(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）  
ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	1mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2,3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	5mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	15mg/1 以下	5mg/1 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/1 以上	—

備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）



エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 5-2-38 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

県名	水域	該当類型	達成期間
長野県	信濃川上流(1) (南佐久郡の湯川合流点より上流) (千曲川)	AA	イ
	信濃川上流(2) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで) (千曲川)	A	イ
	相木川(全域) (南相木川を含む。)	AA	イ
	猪名湖(松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全域)	A	イ

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「公害関係基準のしおり」（平成31年3月、長野県環境部）

表 5-2-39 水生生物の生息状況の適応性に係る基準

水域	該当類型	達成期間
信濃川(1) (長生橋より上流に限る)	生物A	イ
相木川(全域)	生物A	イ
南相木川(全域)	生物特A	イ
猪名湖(長湖及び大月湖を含む全域(松原湖))	湖沼生物A	イ

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「公害関係基準のしおり」（平成31年3月、長野県環境部）

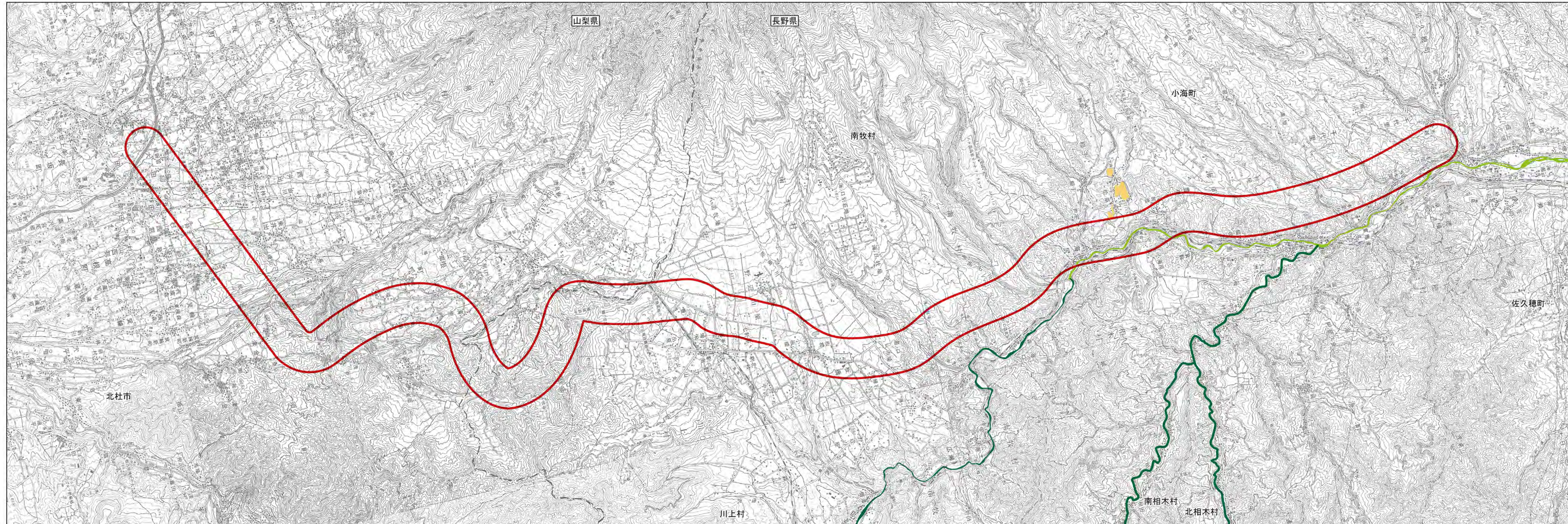


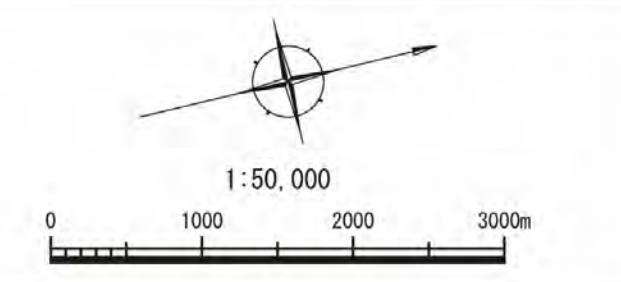
図 5-2-14 水質汚濁に係る環境基準の類型指定図

凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町村界

記号	水域類型指定
— (green)	AA 類型
— (yellow)	A 類型

長野県出典：「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ)



### 3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 5-2-40 に示すとおりであり、全ての地下水に対して一律に適用されます。

表 5-2-40 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

#### 4) 土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、土壤の汚染に係る環境基準が定められています。

土壤の汚染に係る環境基準は表 5-2-41 に示すとおりであり、汚染がもつぱら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壤を除き、全ての土壤に対して一律に適用されます。

表 5-2-41 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
<p>備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

(15) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第17条の規定により指定された公害防止計画は策定されていません。

(16) 騒音規制法に規定する自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第17条第1項に規定する自動車騒音の限度及び時間の区分の状況を表5-2-42及び表5-2-43に示します。

山梨県の調査区域には、北杜市により騒音規制地域図が作成されています。その指定状況を表5-2-44及び表5-2-45に、規制区域の位置図を図5-2-15に示します。

長野県の調査区域には、騒音規制区域はありません。

表 5-2-42 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	六十五デシベル	五十五デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	七十デシベル	六十五デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	七十五デシベル	七十デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 一 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 二 b区域 主として住居の用に供される区域
- 三 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注1) 時間の区分は、昼間は6時から22時までの間、夜間は22時から翌日の6時までの間をいいます。

出典: 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 5-2-43 幹線交通を担う道路に近接する区域の要請限度(特例値)

昼間	夜間
75デシベル以下	70デシベル以下

注1) 要請限度に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度です。

2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに道路運送法に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路をいいます。

出典: 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 5-2-44 自動車騒音の限度に係る区域の区分（北杜市）

区分	該当地域
a 区域	第1種区域
b 区域	第2種区域
c 区域	第3種区域及び第4種区域

備考 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成24年北杜市告示第29号)に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

注1) 規制地域を表5-2-45に示します。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく市長が定める区域」（平成24年4月1日北杜市告示第31号）

表 5-2-45 特定工場等に係る騒音の規制地域（北杜市）

区域の区分	規制地域
第1種区域	なし
第2種区域	須玉町藤田、高根町藏原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小荒間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新奥、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部
第3種区域	明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部
第4種区域	白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須及び白州町台ヶ原の一部

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年4月1日北杜市告示第29号）

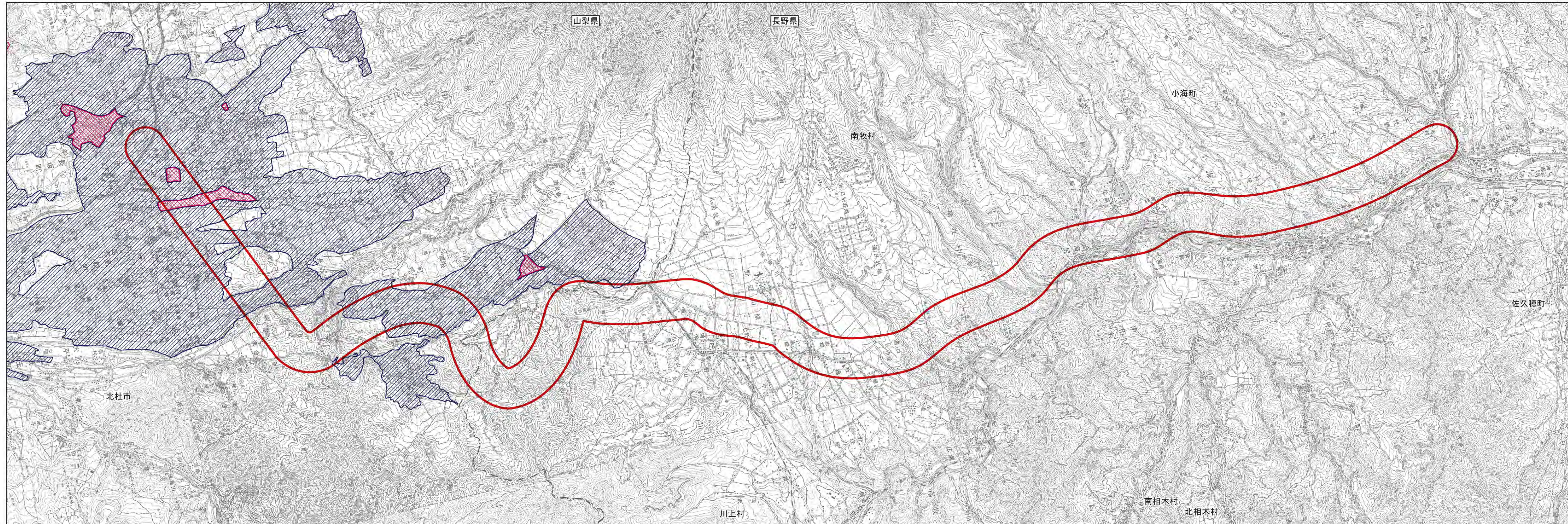







図 5-2-15 自動車騒音の要請限度に係る区域図

- 凡 例
-  事業実施区域
  -  県境
  -  市町村界
  -  b区域
  -  c区域

山梨県出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく市長が定める区域」（平成24年、北杜市）

